

# 高知県教育委員会 会議録

平成31年3月定例委員会

場所：教育委員室

## (1) 開会及び閉会に関する事項

開会 平成31年3月26日(火) 13:45

閉会 平成31年3月26日(火) 15:23

## (2) 教育委員会出席者及び欠席者の氏名

出席者	教育長	伊藤 博明
	教育委員	平田 健一
	教育委員	中橋 紅美 (途中入室 付議第5号より)
	教育委員	永野 隆史
	教育委員	森下 安子

欠席者	教育委員	木村 祐二
-----	------	-------

## (3) 高知県教育委員会会議規則第8条、第9条の規定によって出席した者の氏名

高知県教育委員会事務局	教育次長(総括)	岡村 昭一
〃	教育次長	高岸 憲二
〃	教育次長	長岡 幹泰
〃	教育政策課長	酒井 啓至
〃	教職員・福利課長	坂田 省吾
〃	教職員・福利課企画監	山脇 聡美
〃	幼保支援課長	山岡 幸善
〃	小中学校課長	黒瀬 渡
〃	高等学校課長	竹崎 実
〃	特別支援教育課長	橋本 典子
〃	生涯学習課長	三觜 美香
〃	新図書館整備課長	国則 勝英
〃	文化財課長	中平 貢正
〃	人権教育課長	西内 清
〃	学校安全対策課課長補佐	篠崎 文恵
〃	保健体育課課長補佐	門田 美和
〃	教育政策課課長補佐	泉 千恵
〃	教育政策課教育企画担当チーフ	三谷 玲子 (会議録作成)
〃	教育政策課主任指導主事	小島 文晴 (会議録作成)

(4) 議事の概要及び教育長等の報告の要旨

【冒頭】

教育長 3月定例委員会を開催する。  
 教育次長（総括） （提案説明）  
 教育長 付議第12号及び付議第13号は、個人の情報を含む議案のため、非公開の取り扱いとしたいが、賛成の委員は挙手をお願いする。  
 各委員 全員挙手  
 教育長 それでは、付議第12号及び付議第13号を非公開の取り扱いとする。

【付議第1号 高知県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則議案（教育政策課）】

【付議第2号 高知県教育委員会事務局及び教育機関処務規程の一部を改正する訓令議案（教育政策課）】

○教育政策課長 説明

○質疑

永野委員	次世代型教育推進部は、人数的にはどれくらいになるか。
事務局	次世代型教育推進部については、企画監を含め、8名の体制となる。チーフを3名配置する。
永野委員	それは義務教育、県立を含めてのことか。
事務局	そうである。
教育長 各委員 教育長	付議第1号の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 付議第1号を原案のとおり議決する。
教育長 各委員 教育長	付議第2号の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 付議第2号を原案のとおり議決する。

【付議第3号 教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則議案（教職員・福利課）】

○教職員・福利課長 説明

○質疑

	【質疑等なし】
教育長 各委員 教育長	本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 本事件を原案のとおり議決する。

【付議第4号 県費負担教職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則議案

(教職員・福利課)】

○教職員・福利課長 説明

○質疑

平田委員	各校でどれくらいの開示請求が出ているか。
事務局	学校によってかなり差があると聞いている。学校ではこの要領に書いてあるとおり、本人に最終面談の際に、開示するかどうかの希望を確認しているところもあるが、必ずしもそれが十分にできていない学校もあると職員団体からも聞いているので、そういったことも踏まえて再度徹底した方がよいただろうということで、今回様式の中に付け加えた。
教育長	開示を要求したが、してくれなかったということはあるか。
事務局	それはない。ただ、年度末は業務が立て込んでいますので、確実にフィードバックできるように、事前の段階でも開示がある。もちろん最終面談の際に、本人が開示を希望すればいいのだが、もう少し丁寧に制度的に整備をしたというのが今回の内容である。
教育長 各委員 教育長	本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 本事件を原案のとおり議決する。

【付議第5号 高知県立中学校及び高等学校教育課程実施規則の一部を改正する規則議案

(高等学校課)】

【付議第6号 高知県立高等学校学則の一部を改正する規則議案

(高等学校課)】

【付議第7号 高知県立中学校学則の一部を改正する規則議案

(高等学校課)】

【付議第8号 高知県立高等学校の通信教育に関する規則の一部を改正する規則議案

(高等学校課)】

【付議第9号 高知県立特別支援学校学則の一部を改正する規則議案

(高等学校課)】

○高等学校課長 説明

○質疑

教育長	付議第8号と第9号は、直接平成30年3月告示と規定すればよいのではないかと。21年を規定する必要があるのか。今まで無かったのではないかと。
事務局	無かったのだが、段階を踏んだほうがよいということである。
教育長	それなら平成10年とか11年が出てくるのではないかと。付議第7号までは、平成10年、11年とやっているのだから、20年、21年をとばすことはできないのだから、20年をやって、31年となるのだろう。第8号と9号は、過去に規定していないから20年もやる必要が無いのではないかと。
事務局	法規でも確認したが、現在施行している分を明記したうえで、今回の改正をするということになる。
教育長	本来、新学習指導要領に対応して行うところだが、中学校と通信制で抜けていた部分があったため、また特別支援学校は具体的なところがなかったから入れるということである。
教育長 各委員 教育長	付議第5号の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 付議第5号を原案のとおり議決する。
教育長 各委員 教育長	付議第6号の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 付議第6号を原案のとおり議決する。
教育長 各委員 教育長	付議第7号の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 付議第7号を原案のとおり議決する。
教育長 各委員 教育長	付議第8号の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 付議第8号を原案のとおり議決する。
教育長 各委員 教育長	付議第9号の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 付議第9号を原案のとおり議決する。

○質疑

教育長	個別の事業数は今年から4増えているのか。延べ事業数はいくつになるか。
事務局	総事業数は、210から217になっている。再掲が77から80と3増えている。再掲を除くと実数的な事業数は133から137と4事業の増加となっている。
平田委員	<p>課題があれば、その対応策となる事業を打ち込んでいる印象を受ける。137の事業をこなしていくのは、事務局の仕事量も結構膨大だと思う。働き方改革を先頭をきって進めているので、その辺りも理解しながら職務に当たっていただきたい。</p> <p>基本計画が31年度で終わるが、その場合、目標値をあげており、到達したものは分析もしやすいと思うが、到達できなかったところは、また課題を出して、次の基本計画につなげていくことと思う。31年度末には大体の集約ができていると思う。どのようなイメージを持っていけばよいか。4年間を集約するという事は、これまでの改訂時のスタイルのようにはならないのではないか。</p>
事務局	<p>基本目標達成状況は、もともと教育大綱との連動しているところであり、当然、教育大綱と教育振興基本計画の改定が来年度の議論の主要なテーマになると思っている。</p> <p>まず、知・徳・体で基本目標をそれぞれ掲げているが、その達成状況がどうなのかということは、来年度早々に総合教育会議等で議論していき、成果の把握・検証、課題がどこにあるか分析する作業に取り組んでいく必要があるのではないかと考えている。</p>
教育長	成果が出てきていないのは、やり方が何か違うのだろうか。目標なのか手法なのかが、しっかり当たっていないのではないかと、事業ごとにそれぞれ見直していかないといけない。毎年のPDCAの中で、一定の見直しはしているので、基本目標の達成状況にあわせて全体をどう組み合わせ、それにぶら下がる事業をどうしていくか。事業数が137になっているが、来年度大きく業務量を減らさなければならない状況にある。その辺りの業務量をどうやって減らしていくのかは非常に大きな課題だと思う。
平田委員	冒頭でも言ったように、これまで取り組んできた施策について、緻密に分析して次の手を打つということは、すごいと思っている。外から高知県の教育を見たときにも、良い方向で向かっていると思う。学校現場の教職員をどう動かしていくのかが、県教委の大きな仕事だと思う。うまくリードしていただいて、31年度に良い集約ができるような方向に持って行って

<p>教育長</p>	<p>いただきたい。</p> <p>基本的には教育委員会事務局の事業の中で、載っていない事業はないのではないか。</p>
<p>事務局</p>	<p>予算事業は基本的には載っている。予算書の中では、財政課のいう予算書のルールがあり、事業名の付け方があるため、事業名の出し方は、137の事業の中の色々な事業をまとめた形で一つの事業としている場合がある。</p> <p>議会で説明している事業名とは多少齟齬が生じる場合があるが、中身については、基本的に漏れなく入れている。</p>
<p>中橋委員</p>	<p>P126にあるメンター制という新たな事業だが、今年度先進校への視察研修をされたが、視察する対象は誰なのか。</p> <p>また、P124の一番下のあたりに、若年教員育成アドバイザーがおり、校内でメンター長を定めて、さらに研修コーディネーターと色々な人が出てくる。それらの人達がどのように関わってくるのか、そういう棲み分けがあるのか教えていただきたい。</p>
<p>事務局</p>	<p>P124の下段にある若年教員アドバイザーは、教育センター、各教育事務所に配属された退職校長等である。若年教員が増える中で、若年教員の指導力等は当然ながら担保するという事で、学校訪問していただきながら、若年教員の授業を見てもらう。プラスして、若年教員の社会性や生活態度までアドバイスしてもらう役割になっている。</p> <p>今の若年教員は、細かいことをいうと、朝食を食べてこなかったり、夜寝るのが遅くなったりと、業務に少し支障をきたしているという声が学校現場から聞こえてきたりもしている。そういう部分も、退職校長の方が学校を回って、一人一人と面談しながらアドバイスをしていく役割を担うものである。</p> <p>メンター制は、来年度実施するが、まず今年度、先進校視察に行ったのは県教委事務局職員である。長岡次長、小中学校課長が先頭になり、何名かの職員と先進地に視察に行かせてもらった。その内容を盛り込みながら、高知版を構築した。メンター長は、校内に必ず初任者研修を担当する校内指導教員を配置しなければならないという国の制度がある。この国の制度を活用して加配するので、校内に一人配置しなければならない。校内指導教員というと拠点校の校内研修とかぶって分かりにくくなるため、メンター長とネーミングした。国の制度活用上、どうしても置かなければならない教員である。</p> <p>研修コーディネーターは、国の加配教員を活用している。初任者4人に対して1名を配置できるという国の規定がある。多いところであれば各校</p>

	に1名ずつ配置。4校にメンターチームが作られて、その4校を巡回していく役割である。少しずつ役割が異なっている。
中橋委員	メンター長やコーディネーターは現職教員であるのか。
事務局	メンター長は現職教員がチーム長になる。研修コーディネーターは、再任用の教員を充てたいと思っていたが、今回配置した8名のうち2名が再任用の元校長であり、あとは現職6名となる。現職の方も研究主任や教務主任等を経験したベテランであり、組織を回した経験のある教員を充てている。
中橋委員	現職者のメンター長はクラスを持つことがあるのか。
事務局	小学校の場合は、ほぼ学級担任を持っている。メンター制を導入しているところは一定規模のある学校なので、中には級外教員がメンター長として選ばれる場合もある。
中橋委員	メンター長などになると給料が増えるとか、手当がつくということはあるのか。
事務局	この場合は手当対象ではない。
教育長	メンター長は中堅というか若い教員を充てるのではなかったか。
事務局	学校によって、メンターチームをどう作るかによってメンター長が変わってくる。
教育長	5年とか7年（経験者）などではなくて、全て学校に任せるということか。
事務局	メンター長の役割自体はしっかり要綱に明記しているので、どのようにメンター長を選んで、どのようなチームを作るかは、学校の方に決めてもらう。
中橋委員	決めて届出をするのか。
事務局	はじめに計画書を出してもらおう。どういうメンターチームを作って誰がメンター長になったのかを出してもらおうようにしている。
森下委員	年齢が上で離れている人から言われるとジェネレーションギャップを感じる

	<p>じたり、言葉がうまく伝わらないということが、新人スタッフから話が上がることもある。そこをどう埋めていくか、私の職場では悩んでいることもあるが、学校現場では工夫されていることがあるか。</p>
事務局	<p>学校において、校長が見て、若くても人材育成ができる一定力量のある教員がいる。例えば、安芸第一小学校はメンターチームを作っており、メンターが3年次・4年次の者で、メンティーが1年次・2年次となっている。若年教員が若年教員を育成するシステムを作って、お互い双方向で伸びていくチームを作って実践している。また、室戸小学校では、ベテラン教員をメンターに充てて若年教員を2人程見る制度を作っており、こちらも一定成果が見えている。校長が誰をメンターにするのか、校長の目立が重要になってくる。</p>
森下委員	<p>そういう意味では校長の役割が大きい。そのよううまくいったOJTシステムを情報共有する場は設けているか。</p>
事務局	<p>教育事務所ごとに、市町村の指導事務が集まる指導事務担当者会を月1回行い、お互いに共有している。これから始めるメンター制についても、そういう場でしっかり共有していきたい。</p>
森下委員	<p>看護の世界でも、プリセプターであるとか、女性が多いので年齢の近いお姉さんのような存在も大事だと言われているので、とても参考になる。</p>
平田委員	<p>初任者研修は、現在校外研修、校内研修の日程はどのくらいか。</p>
事務局	<p>初任者研修は17日間行っているが、来年度は16日間となる。OJTシステムで300時間を求めている。教育センターが実施する初任者研修の中で、OJTシステムと校外研修を実施している。</p>
平田委員	<p>校内研修にも時間や日数があるのか。</p>
事務局	<p>OJTの時間を取っている。</p>
平田委員	<p>初任者の教科指導員は必ずいるのか。若手教員の育成では、最も基本的なところだが、うまくいっているか。</p>
事務局	<p>中学校の場合、同じ教科の者がいるところに初任者を配置することになっている。一定は教科をきちんと指導できる担当の元に配置している。 小学校は、大体4人をセットにして、大きい学校に2名、近隣の学校に1名、1名を配置して、この4人を拠点校指導教員が指導して回るという</p>



<p>平田委員</p>	<p>システムになっている。</p> <p>大きい学校であれば、一人の教員が、何々教員や何々長でだぶることはないと思う。その辺りは人事でしっかりやっていると思うが、初任者研修一つとっても、学校は、初任者も担当者も週に1回は拘束される時間があったかと思うので大変だなと思った。一つ一つの研修の中身まではよく分からないが、充実する研修になるように努めていただきたい。初任者研修もかなり形骸化されたという声もある。始まった当初は相当厳しかったように思う。様々な研修プログラムを組んでいるようなので、力点を置くところは置いて、学校に任せてお願いしたいという思いを持っている。</p>
<p>中橋委員</p>	<p>一保護者の素朴な感想だが、小学校で先生が研修で教室にいないことが多いと感じる。研修で一日いないとか、有休でいない。研修も大事だとは思いますが、あまりにも学校現場に先生がいないと感じる。それから、研究授業を行う場合は、そのクラス以外の子どもたちは早めに帰る。お昼ご飯を食べて帰ってくるが、他の子どもたちの授業はどうなるのかと感じる。その一方で、授業日数が足りないということで、朝も少し早めにスタートしたり、小学校の楽しみである遠足などの行事等が、どんどんカットされている。細かいことだが、水泳の授業が前は1・2学期にあったが、今は2学期は無しにするとか。工夫をしながらやっているとは思いますが、先生が教室にいないのはどうなのか。どちらがよいということではないが、あくまで個人的な感想だが、どうなのかという感じがする。</p>
<p>教育長</p>	<p>標準時間数があるので、そこは担保してしっかりやらなければならない。有休については、悩ましいところで、今民間では、本人の希望以外に年間5日間休ませるといことが入ってきている。まだ公務員には入ってきていないが、今後先生方が有給休暇をとる可能性はどんどん増えてくるという話になってくると思う。今までやれてきたことも、働き方改革の中で、先ほどの水泳の授業や課外授業もどこまでやるかということも、色々と減ってきてそうな感じはある。</p>
<p>事務局</p>	<p>集合研修自体は減らしてきているが、先生がいないということは、校内研修が増えていて、そういうことで別のクラスの子どもは早く帰ることが増えているのかもしれない。ただそれも学校のやり方にはなってくると思う。初任者研修は来年度16日にするので、結構精選はしているが、やはり子どもにとっては、早く帰っているとか自習が多いという話になると検討していかなければならない。</p>
<p>平田委員</p>	<p>今もそうだと思うが、教員も年休が取りやすいように、一般的な年休はおそらく1月から12月の期間が4月から3月だと思うが、教員は9月始ま</p>

<p>事務局</p> <p>教育長 各委員 教育長</p>	<p>りで8月末まで、いわゆる8月末までに40日の年休を消化できるようになっている。長期休業中に休みを取りやすいようなシステムを高知県は導入されていると思う。全国にもあまりない例ではないか。これはすばらしい考え方だと思っている。そのあたりを教員は活用して長期休業中に休みを取ればいいが、実態としてはなかなかとれないということもある。</p> <p>9月から8月と年間の年休の付与の仕方が違うということは、その通りであり、夏休みの在り方自体も働き方改革の中で、長期休業中に学校閉校日を高知県でも約77%の学校が平成30年度に取ったが、それをもう少し増やしていく。ここ1年くらいが制度の大きな見直しになってくると思うので、変則勤務や変形労働時間を平成31年度に検討していくことになるので、働き方自体が変わってくる時期に来ている気がしている。</p> <p>本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 本事件を原案のとおり議決する。</p>
---------------------------------------	--

【付議第11号 高知県教科用図書選定審議会への諮問議案 (小中学校課)】

- 小中学校課長 説明
- 質疑

<p>教育長 各委員 教育長</p>	<p>【質疑等なし】</p> <p>本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 本事件を原案のとおり議決する。</p>
----------------------------	--

【付議第12号 平成31年度高知県教科用図書選定審議会委員の任命議案 (小中学校課)】

- 小中学校課長 説明
- 質疑

【非公開】

<p>教育長 各委員 教育長</p>	<p>【非公開議案】</p> <p>本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 本事件を原案のとおり議決する。</p>
----------------------------	--

【付議第13号 高知県社会教育委員の委嘱議案

(生涯学習課)】

○生涯学習課長 説明

○質疑

【非公開】

教育長 各委員 教育長	【非公開議案】  本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 本事件を原案のとおり議決する。
-------------------	---

(5) 議決事項

付議第1号から第13号

原案どおり議決